

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年11月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月17日から令和2年1月14日まで縦覧に供する。

令和元年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下組1号地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 豆塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮の下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 植松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下林地区	〃